

九州大学日本ジョナサン・K S・チョイ文化館施設使用細則

平成30年度九大細則第17号

制定：平成30年11月1日

(趣旨)

第1条 この細則は、九州大学日本ジョナサン・K S・チョイ文化館使用規則（平成30年度九大規則第44号。以下「規則」という。）第9条及び第12条の規定に基づき、九州大学日本ジョナサン・K S・チョイ文化館（以下「文化館」という。）の使用等について、必要な事項を定めるものとする。

(使用許可)

第2条 規則第4条に規定する施設（以下「施設」という。）の使用の許可を受けようとする者は、使用開始予定日の14日前までに所定の使用申込書を提出しなければならない。

2 管理運営責任者は、施設の使用を許可したときは、所定の方法により使用許可を通知する。

3 施設を使用する者（以下「使用者」という。）は、使用の許可を受けた後に使用申込書の記載事項を変更しようとするときは、使用開始予定日の7日前までに新たに使用申込書を提出しなければならない。

4 使用者が規則等及び許可条件に違反したとき又は使用申込書に虚偽の記載をしたときは、管理運営責任者は、規則第6条第2項の規定により、当該使用の途中であっても許可を取消し、又は使用を中止させることができる。

5 前項の使用許可の取消し又は中止によって生ずる損害について、本学はその責を負わないものとする。

(適正な使用)

第3条 使用者は、文化館及びその敷地内において、次の各号に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 所定の場所以外に文書、図面等を掲示すること。
- (2) 立看板（文化館の行事の表示に係るものを除く。）、プラカード等を立てること。
- (3) その他文化館の美観を損ね、又は他人に迷惑をおよぼす行為をすること。
- (4) 館内及び敷地内で、喫煙すること。

2 管理責任者は、前項第1号から第3号の規定に違反する事実を発見したときは、掲示物等の撤去を命じ、又は撤去するなど適当な措置を講ずるものとする。

(使用時間)

第4条 施設の使用時間は、原則として午前9時から午後8時までとする。ただし、管理運営責任者が特に必要があると認めた場合は、この限りではない。

(休業日)

第5条 施設の休業日は、12月28日から翌年1月4日までとする。

(休業日及び使用時間の変更)

第6条 前2条の規定にかかわらず、管理運営責任者が特に必要があると認めたときは、使用時間及び休業日を変更することができる。

(使用心得)

第7条 施設の使用心得は、管理運営責任者が別に定める。

(雑則)

第8条 この細則の実施に関して必要な事項は、管理運営責任者が別に定める。

附 則

この細則は、平成30年11月1日から施行する。